

コンプライアンス ハンドブック

maxell

目次

1. メッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 行動規範・・・・・・・・・・・・・・・・P2
3. マクセル・コンプライアンス・ヘルプライン・・・P5

1. メッセージ

企業倫理の遵守について

企業が存続していくには、自らの社会的責任を十分認識するとともに、すべてのステークホルダーならびに社会から信頼される存在であり続けることが不可欠であり、そのためには全社一丸となってコンプライアンス経営を推進・強化していかなければなりません。

具体的に企業が果たすべき社会的責任としては

- 倫理的責任
企業としての取引の透明性、人間尊重、公正・公平
で誠実な企業活動
- 法的責任
法人としての商法等の法令・規則の遵守
- 社会的貢献責任
地域貢献等
- 経済的責任
適正な利益の追求、雇用の確保、効率的な経営

などが挙げられます。

今後も、業務遂行にあたり常に「基本と正道」の意識をもった行動をお願いします。

2. マクセルグループ行動規範

マクセルグループにおいて共有すべき価値観、考え方及び行動の拠り所として「マクセルグループ行動規範」を制定し、経営トップのリーダーシップのもとにこれを徹底し、これによって「基本と正道」に則った、企業倫理と法令遵守に基づく事業活動の展開を行います。

本行動規範は、マクセルグループすべての役員及び従業員を対象とします。

基本理念

マクセルグループは、その創業の精神である“和協一致”、“仕事に魂を打ち込み”、“社会に奉仕したい”を継承しつつ、「和協一致 仕事に魂を打ち込み 社会に貢献する」を社是とし、今後もマクセル人としての誇りを堅持し、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを基本理念とします。

あわせて、企業が社会の一員であることを深く認識し、公正かつ透明な企業行動に徹するとともに、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力します。

第1章 持続可能な社会の実現

1. 独自の革新的な技術と創造力を通じて社会に有用で安全な製品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図ります。
2. 取引先と社会からのニーズを満たし、品質と安全性を確保した製品・サービスを提供します。

第2章 誠実で公正な事業活動

1. 国内外の法令・会社規則を遵守するとともに、高い倫理観を持って誠実かつ公正に行動します。
2. 国内外の競争法をはじめとする取引に関する基本ルールを遵守し、公正かつ自由な競争に努めます。
3. 取引先と公正・公平なパートナーシップを築き、相互理解と信頼関係の維持向上に努めます。
4. 取引先、公務員等のいかなる第三者との間でも贈収賄を行いません。
5. 会社の利益に相反する、またはそのおそれのある行為は行いません。
6. 国際的な平和及び安全の維持のため、適切な輸出管理を行います。

第3章 人権の尊重

1. マクセルグループの事業活動に関わるあらゆる人びとの権利を尊重し、侵害しません。
2. 人権デュー・ディリジェンスを適切に実施します。
3. 人権侵害の発生を未然に防止し、万一発生した場合には、速やかにその是正に努めます。
4. 多様な個性を尊重し誰もが活躍できる社会の実現のため、ダイバーシティ&インクルージョンを推進します。

第4章 職場環境の充実

1. 安全と健康を守ることはすべてに優先するという考え方を基本として、働きやすい職場環境を整備します。
2. 従業員一人ひとりが、働きがいを持って働くことができる職場づくりに努め、多様な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスを推進します。
3. 従業員の個性と主体性を尊重し、キャリア形成や能力開発・スキルアップを支援します。

第5章 環境問題への取り組み

1. イノベーションの追求を通じて、脱炭素社会と循環型社会の達成をめざし、誰もが安心して暮らせる持続可能な社会の実現に貢献します。
2. 環境リスク低減のための取り組みを推進します。
3. 生物多様性の保全及び自然資源の持続可能な利用のための取り組みを推進します。

第6章 社会との関係

1. 企業が社会の一員であることを認識し、幅広いステークホルダーと連携・協働し、社会の発展に貢献します。
2. 企業情報を適時、適切に開示するとともに、幅広いステークホルダーとの双方向でのコミュニケーションを通じて信頼関係を構築します。
3. 国内外を問わず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、決して反社会的取引を行いません。
4. 政治・行政と健全で正常な関係を構築し、透明性を維持します。

第7章 情報管理

1. 個人情報について、適切な管理・取り扱いを行います。
2. 会社及び第三者の機密情報について、情報の重要性に応じた適切な管理・取り扱いを行います。
3. インサイダー取引規制を遵守します。
4. 情報の漏えい防止及びサイバー攻撃等のインシデントに対応するための適切なセキュリティ対策を行います。

第8章 会社資産の管理・保護・活用

1. 会社のすべての資産は、業務遂行及び適正な目的にのみ使用するとともに適切に管理し、その価値を毀損しません。
2. ブランドを重要な経営資源と位置づけ、「マクセル」ブランドの価値の維持・向上に努めます。
3. 知的財産を積極的に創造し、適切に保護して効果的な活用にあつめます。また、他者の知的財産権を事前に調査し、疑義がある場合には対策を施し、他者の知的財産を尊重します。

行動規範の徹底

1. 経営トップは、本行動規範の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築し周知徹底を図ります。あわせてサプライチェーンにも本行動規範の精神に基づく行動を促します。また、本行動規範に反するような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たします。
2. 本行動規範に違反する、または違反するおそれがある行為を発見した場合は、直ちに所属上長、関係部署、または内部通報制度であるコンプライアンス・ヘルプラインに通報・相談するものとします。また、通報・相談したことを理由として不利益な取り扱いをしません。
3. 本行動規範に違反する行為を行った場合は、関係法令・就業規則等に基づき懲戒処分の対象になります。

(沿革)

制定 2010 年 9 月 27 日

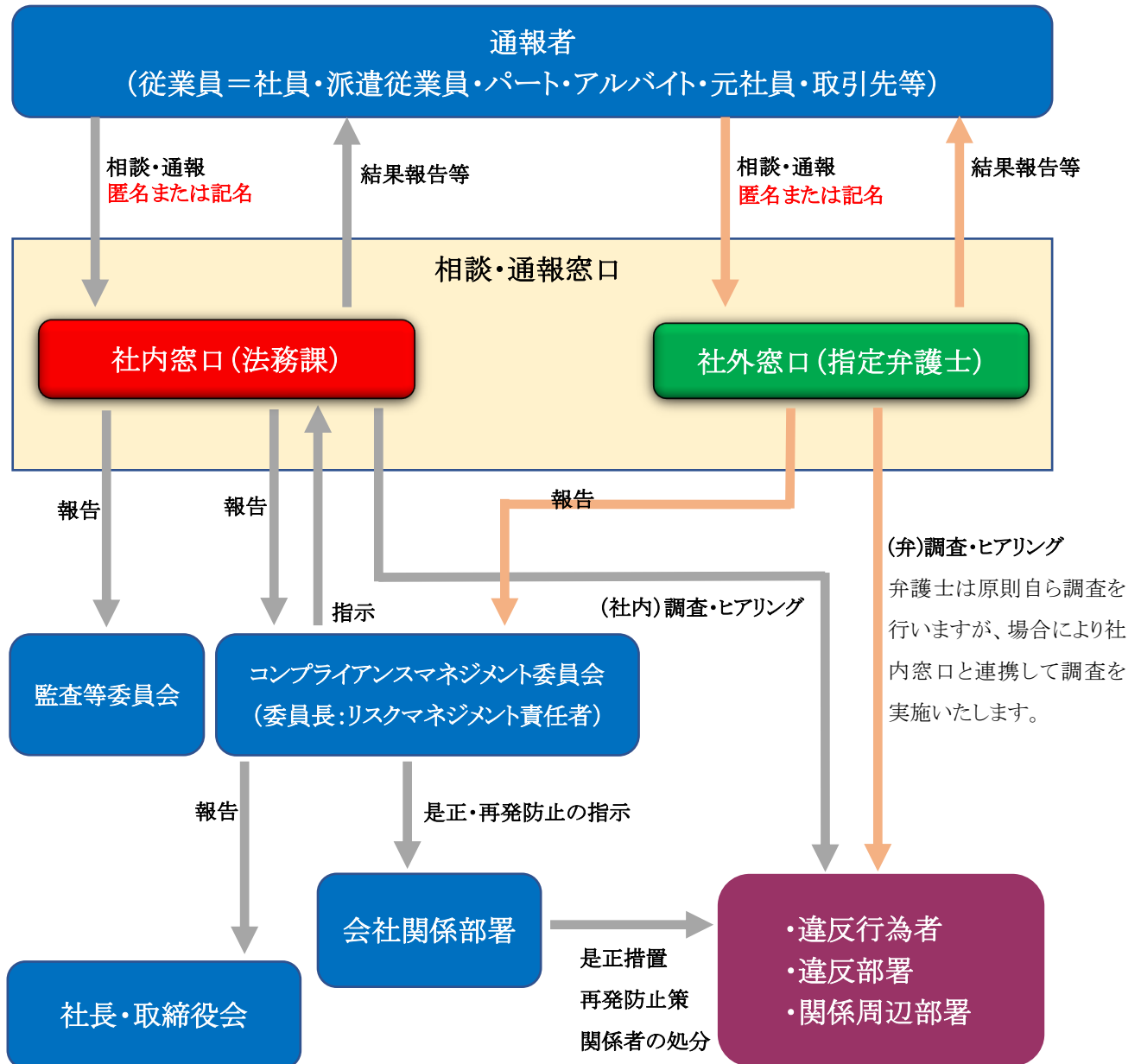
改定 2017 年 10 月 1 日

改定 2021 年 10 月 1 日

改定 2024 年 10 月 1 日

3. マクセル・コンプライアンス・ヘルプライン

「マクセル・コンプライアンス・ヘルプライン」関連図



マクセル・コンプライアンス・ヘルプラインとは
(法令遵守内部通報制度)
(ヘルプラインの利用の仕方)

1 制度の主旨・目的

今般、企業の価値は単に売上や利益等の業績数値によってのみ判断されるのではなく、社会への貢献度、又は不祥事や違反行為等の有無もその大きな判断基準となっています。仮に、不祥事等が発生した場合、その結果と対応によっては、企業の存続自体が危ぶまれることも少なくありません。

将来にわたって、企業及びその価値を持続的に発展させるためには、不祥事を起こさないための対策が必要不可欠であり、業務における関連法令、関連規則、及び企業倫理（前述したマクセルグループの行動規範）等の遵守、つまり「コンプライアンスの確立」が大きな意義を持ちます。そして、マクセルグループでは、このコンプライアンスをより確かなものにするために、「法令遵守内部通報制度」である「マクセル・コンプライアンス・ヘルプライン」（以下、「ヘルプライン」といいます。）を整備しています。ヘルプラインは、従業員の皆さん等が、上述した遵守すべき法令又は企業倫理等に対する違法あるいは不正な行為（以下、「違法行為等」といいます。具体的な事例については、以下の「3」の記載内容をご確認ください。）を発見した場合に、その旨を所定窓口に通報することができる制度です。ヘルプラインの詳細については、以下をご確認ください。

2 通報窓口

ヘルプラインによる通報窓口は、①マクセル内に設置された相談窓口（以下、「社内窓口」といいます。）、又は、②マクセルが指定している社外弁護士（以下、「弁護士窓口」といいます。）のいずれかを選択することができます。ただし、グループ会社等において、独自に内部通報システムが設置されている場合には、原則として、そちらを優先してご利用ください。

また、当然として、窓口を介さず、直属又はさらに上位の上長や事業部門の関連部門に申し出ることも可能ですが、本ハンドブックでは、上記①及び②について詳しく説明します。

3 通報として受け付ける内容

具体的な事例として、以下に該当する違法行為等についての通報を受け付けます。

マクセルグループの業務に関連して、

- 経営理念や企業倫理（マクセルグループ行動規範等）に関すること
- 広く法令・倫理や公益に関すること
 - ・人の生命、健康、安全に対する重大な危険性（製造物責任等が該当）

- ・環境の保全に関すること（具体的には、工場の騒音や廃棄物問題等）
- ・消費者の利益の保護に関すること
- ・独占禁止法違反等公正な競争の確保に関すること
- ・反社会的勢力（暴力団、総会屋、ブラックジャーナル等）からの働きかけ
- ・賄賂、汚職、談合等の不公正な取引
- ・自社の情報を悪用して自己の利益を図る様なインサイダー取引や公私混同
- ・過度な接待

●その他世間常識からみて逸脱していると思われる行為全般

※談合・カルテル、競売入札妨害に関する通報については、入札が完了している案件に限らず、入札実施前に従業員から談合の疑義を示唆する通報があった場合も、これを受け付け、緊急調査を行います。

※企業の常識でなく、一般人の目線で社会通念上適切かどうかをご判断ください。

4 通報方法等

- (1)社内窓口への通報は、イントラ上のヘルプライン画面から、又は、社内便、郵送、電子メールのいずれかにて受け付けます。また、弁護士窓口への通報は、イントラ上のヘルプライン画面からのみ受け付けます。
- (2)社内窓口への通報は、実名又は匿名でも受け付けます
- (3)電話その他口頭での通報は受け付けていません。
- (4)通報内容は、各所定様式に即して具体的にご記載ください。
- (5)通報者の秘密は、通報をうけた社内窓口、及び弁護士窓口がそれぞれ保持します。

5 通報を受け付けた後の措置

- (1)社内窓口が受けた実名通報については、通報者本人に対して、速やかに通報を受領した旨を通知し、更には、通報内容に基づいて調査の要否を検討のうえ、その調査及び是正結果等をメール又は書面により回答します。ただし、匿名での通報については、この限りではありません。また、判明している連絡先が、本人確認の取れないメールアドレスのみの場合には、匿名に準じて取り扱います。
- (2)社内窓口は、通報された事実関係について確認・調査を行います。それにあたり、社内窓口が通報者に直に連絡を取ることがあります。
- (3)通報者本人から被害通報を受け取った場合には、必要に応じて、通報者の同意を得て、通報者が所属する事業（本）部（グループ会社）のコンプライアンス担当者等（以下、「コンプラ担当等」といいます。）が確認・調査を行うことがあります。この場合、社内窓口はコンプラ担当等に通報者名を伏せて指示します。
- (4)弁護士窓口への通報は、弁護士が本人確認を行った上で対応します。弁護士窓口からの指示により、社内窓口又はコンプラ担当等が確認・調査作業を行うことがあります。弁

護士窓口は、調査結果を通報者及び社内窓口へ通知します。

6 通報者の保護

- (1) 通報者名や内容は公表せず、かつ通報者は通報したことを理由に、将来にわたって一切の不利益を受けることはありません。
- (2) また、社内窓口、弁護士窓口、コンプラ担当等には当然に守秘義務が課せられ、更に通報者名や通報の過程等の情報の共有範囲は必要最低限とし、社内及び社外に漏らさぬ様細心の注意を払って対応します。また、調査終了後も同様です。なお、守秘義務違反は法令違反及び就業規則上の懲戒事由となります。
- (3) ただし、上記 6 (1) (2) に関し、それが悪意に基づく中傷誹謗であることが判明した場合にはこの限りではありません。また、調査終了後、必要に応じ、問題の再発防止策を実施する段階で、通報内容の全てもしくは一部を公表することがあります。
- (4) 通報者本人が違法行為等に関与しているような場合、通報したことによって免責はされませんが、自ら通報したことは情状として考慮します。

7 ヘルプラインに関する問い合わせ先

通報にあたっての懸念事項、疑問点等がありましたら、別途配布のコンプライアンスカード裏面に記載の社内窓口まで直接ご連絡ください。なお、以下の問題については、ヘルプラインではなく、次に記載する各担当窓口までご連絡ください。

■ セクハラ・パワハラ問題

当社では、「ハラスメント相談窓口」を設け、相談や苦情申出に対応しています。相談者の秘密に対し、ヘルプラインと同様の保護があります。仮に当該相談窓口にて十分な対応がなされず、納得できない結果となった場合には、ヘルプラインを通じてご相談ください。

■ 労働条件、人事の取り扱い等およびセクシャルハラスメントに関する「労働組合員」からの会社に対する苦情

労働協約書に則り「苦情処理審議会」で処理しますので、労働組合の職場委員にご相談ください。

■ 職場での人間関係や職場環境に関する悩み、及び不満

ヘルプラインはこの悩みの相談窓口としての機能は有していません。社内における相談窓口として、EAP センタが提供している「EAP 相談サービス」をご確認ください。通報内容が上記の相談に該当すると判断された場合には、社内の適切な相談先を紹介します。

(2024 年 10 月発行)